

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

芳珠記念病院の理念のもと「患者さんの権利」において、人権が公平に尊重される権利を保証している。身体拘束により、身体的・精神的・社会的な弊害を伴うため、当院では患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による弊害を理解し、拘束廃止に向けた強い意志をもち、身体拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2. 身体的拘束の最小化のための基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

当院では医療の提供にあたって、身体拘束を原則禁止とする

2) 身体的拘束の定義

抑制帯等、患者の身体または衣類に触れる何かしらの用具を使用したり、向精神薬等の過剰な投薬により、一時的に身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

3. 身体的拘束最小化のための研修に関する基本方針

身体的拘束最小化のため、年 1 回以上研修を計画・実施する。また、新規に職員を採用した際は必ず、この研修を実施する

4. 病院内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本指針

病院内で身体拘束等が発生した場合、発生する恐れがある場合、毎月身体的拘束最小化チームへ報告する

5. 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束等が発生した場合は、「身体拘束フローチャート」に沿って適切に対応する

6. その他身体的最小化の推進のために必要な基本方針

その他、身体的拘束等の最小化のため、医療・介護の分け隔てなく、法人全体として身体的拘束等の適正化に取り組む

2025 年 3 月改訂